

第138回香川県都市計画審議会議事録

日時：令和元年12月17日（火）

午後2時00分から午後3時00分

場所：香川県庁 本館21階 特別会議室

第138回香川県都市計画審議会議事録

1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年12月17日(火) 午後2時00分から午後3時00分

(2) 場 所 香川県庁 本館21階 特別会議室

2. 出席委員の氏名

(1) 委 員

1号委員

北村 亜矢子、池田 幸代、岩崎 敬子、田村 照栄、白木 渡

2号委員

大浦 久宜(代理 藤川 和久)、小林 稔(代理 宮武 敏男)

4号委員

香川 芳文、高城 宗幸、三野 康祐

5号委員

小比賀 勝博

以上 11名

3. 定足数の確認

条例第5条第1項に基づき、委員の過半数が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

4. 会議の公開の確認

運営規程第5条第1項に基づき、議長が会議を公開で行うことを確認する。

5. 議事録署名人指名

運営規程第7条第2項に基づき、議長が池田委員と高城委員を議事録署名人に指名する。

6. 参考人の出席

運営規程第6条に基づき、会長が他の委員一同の同意を得て、参考人として高松市、観音寺市の職員が出席することを認める。

7. 議案第1号

○議案第1号 高松広域都市計画道路の変更について

事務局が一括して、付議の内容、計画案作成の経緯、都市計画法第17条第1項の縦覧期間に提出された意見書要旨及び意見書要旨に対する県の考え方について説明した後、質疑応答に入る。

(配布資料：「都市計画道路錦町国分寺綾南線に関する意見書の要旨」。なお、意見書において申出のあった〇〇氏の意見書については、各委員に事前配布している。)

(事務局)

意見書は、4名の方から提出されており、その意見書の要旨とそれに対する県の考え方をご説明します。

1つ目の「事業目的に対する意見」について、4名中2名の方から、本都市計画事業に関する計画の合理性や妥当性について疑問があるとの意見がありました。

本計画区間の自動車交通に対する課題として、朝の通勤時などにおいて右折待ち車両による渋滞が日常的に発生しており、交通量調査結果では、県立中央病院などの移転後、交通量・滞留長ともに減少傾向にあるものの、依然として交通量は1万台、最大滞留長は1kmをそれぞれ超えている状況にあります。

歩行者・自転車交通に対する課題として、歩道が両側とも植樹帯を含めて2.0mと狭く、通学時には隣接する亀阜小学校の通学児童と自転車が歩道上で交錯する状況が見受けられます。

整備を優先する必要性としては、計画区間内の亀阜小学校北西交差点は、平成24年香川県渋滞対策協議会において、県内で渋滞対策を推進する主要渋滞箇所として特定されており、損失時間の大きい交差点ワースト15位、県管理道の交差点としてはワースト2位となっています。

このように、計画区間は、渋滞や、隣接する亀阜小学校の通学児童と自転車との交錯により危険な状況にあります。また、渋滞対策を優先的に取り組むべき箇所とされており、「交通渋滞の解消」と「安全で安心な自転車歩行者空間の確保」を図る必要があるため、計画には合理性と妥当性があります。

また、病院移転後、木太鬼無線開通後の交通量調査結果においても、依然として交通量は1万台、最大滞留長は1kmを超過しているため、現時点においても計画には合理性と妥当性があります。

2つ目の「渋滞判断に対する意見」について、4名中3名の方から、朝夕の信号待ちによる混雑はほんの少しであるなど計画区間において渋滞が発生していると県が判断した根拠について意見がありました。

現状として、計画区間の交通量調査結果、平成30年9月の調査では、亀岡交差点から亀

阜小学校北西交差点間約 230m において、朝ピーク時、7 時 40 分～8 時 30 分の 50 分間にわたり平均旅行速度が 5km/h 以下となっており、最大で亀阜小学校北西交差点から栗林トンネル入口付近に至るまでの 1km 以上の滞留が生じています。更に、平成 29 年の ETC2.0 プロブデータである ETC2.0 搭載車両の走行軌跡情報においても、平日の朝夕時間帯の平均旅行速度が 10 km/h 以下となっています。

法令上、渋滞の定義はありませんが、国家公安委員会の指針では、一般道の渋滞の基準は時速 10km/h 以下となっており、公益財団法人日本道路交通情報センターも同一の基準としています。

また、高速道路会社 NEXCO では、「時速 40km/h 以下で低速走行あるいは停止発進を繰り返す車列が、1 km 以上かつ 15 分以上継続した状態」と定義していますが、これは高速道路を対象としたものです。

このように、NEXCO が定義する渋滞は、高速道路を対象としたものであり、一般道の基準ではなく、県では、国家公安委員会が作成した指針における渋滞の基準を準用し、渋滞を判断しています。

また、計画区間の平日朝夕時間帯における平均旅行速度は 10km/h 以下であり、県では、国家公安委員会が作成した指針による渋滞の基準を準用しており、更に、最大で 1km 以上の滞留も生じていることから、計画区間は渋滞が著しい状況にあります。

3 つ目の「幅員構成に対する意見」について、4 名中 3 名の方から、ここまで幅員を広げる必要があるのかなど計画幅員構成の根拠について意見がありました。

幅員構成は、現況及び将来交通量、沿道の状況である小学校が隣接し、周辺は居住地であること等を踏まえ、香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例、県の規定に基づいて決定しています。

まず、計画交通量が 10,000 台/日以上であるため、条例第 3 条の規定により、道路区分は第 4 種第 1 級となります。

車線について、第 4 種第 1 級の道路であるため、条例第 4 条の規定により、2 車線、車線幅員は 3.25m としました。

歩道について、第 4 種第 1 級の道路であるため、条例第 12 条の規定により、両側に歩道を設けることとしました。

また、計画区間の県立中央病院移転後の歩行者交通量は 400 人/日程度に減少していますが、病院跡地の利活用が検討されているところであり、「安全で安心な自転車歩行者空間の確保」のため、計画歩行者交通量としては、県立中央病院移転前の 511 人/日を参考とし、条例第 12 条の規定により、歩行者交通量 500 人/日以上として、歩道幅員は 3.5m としました。

自転車道について、自動車及び自転車の交通量が多い第 4 種第 1 級の道路であるため、条例第 10 条の規定により、両側に自転車道を設けることとしました。

なお、都市計画手続き中の本年 10 月 18 日に改正条例が施行となり、自転車道を各側に設ける道路について、「設計速度が 1 時間につき 60km 以上であるもの」という規定が追加されました。今回区間の設計速度は、一般部で 60km/h なので計画内容への影響はありませんでした。

計画区間の自転車交通量は、香川県が定めている自転車と歩道とを分離する基準である 500～700 台/日以上です。更に、周囲が居住地であることや小学校が隣接しており、より安全な通行環境が求められることから、自転車道と歩道を分離することとしました。

自転車道の幅員については、条例第 10 条の規定により、2.5m（施設帯 0.5m 含む）としました。

停車帯について、計画区間は小学校が隣接しており、通学・帰宅時の送迎車両による自

動車の停車等が見込まれる第4種第1級の道路であるため、条例第8条の規定により、停車帯を設けることとしました。

停車帯の幅員は、条例第8条において2.5mが原則であります。計画区間は大型車混入率が約3%と著しく低いことから、条例第8条ただし書きにより、1.5mとしました。

植樹帯について、第4種第1級の道路であるため、条例第14条の規定により、植樹帯を設けることとしました。

植樹帯幅員は、条例第14条において1.5mが標準とされていますが、この規定は概ね1m以上2m以下を意味するものであり、沿道の土地利用の状況や良好な道路交通環境の整備を勘案し、一般部については1.25m、交差点部については1.0mとしました。

以上、それぞれの幅員構成について説明したとおり、道路全体としては必要最低限の幅員構成である24mとしました。

4つ目の「道路法線に対する意見」について、4名中2名の方から、亀阜小学校側に拡幅すればよいのではないかなど道路法線の設定根拠について意見がありました。

法線を決定するにあたっては、東側拡幅案、両側拡幅案、西側拡幅案の3案から比較検討を行い、走行性及び経済性を総合的に判断した結果、西側拡幅案が優れているため、西側拡幅案を採用しました。

5つ目の「交差点北側の右折車線設置の必要性に対する意見」について、4名中1名の方から、交差点2箇所の各北側に設置する右折車線の必要性について意見がありました。

「道路構造令の解説と運用」において、くいちがい交差などの変形交差点形状は、原則として避けることとされており、また、右折車線については原則として設置するものとされており、交差点南側のみ右折車線を設置すると、北側とのくいちがいが生じ、危険な交差点形状になってしまうため、交差点北側部分についても新たに右折車線を設置することとしました。

6つ目の「北側市道の整備に対する意見」について、4名中3名の方から、事業区間北側の市道を併せて整備しないことについて中途半端な計画であるなどの意見がありました。

本計画は、「交通渋滞の解消」と、隣接する亀阜小学校の通学時等における「安全で安心な自転車歩行者空間の確保」を図ることを目的としたものであり、計画区間の整備により、事業効果の発現が可能です。

(三野委員)

これだけの意見書が出たのは私が都市計画審議会の委員になって初めてです。

この部分についてかなり渋滞があるのは事実ですが、3点ほど確認させていただきたい。

住民の方からは、この350mだけなぜするのか、北側の工芸高校までか、錦町の起点までするのが筋だという意見がありますが、私も一理あると思います。

まず、北側の市道部分について、整備する計画があるのか、ないのか、高松市の見解を教えてください。

(高松市)

亀阜小学校北側交差点の北側の市道部分について、都市計画決定がされていますが、本市では今のところ、事業化の予定はありません。

(三野委員)

市がしないということであれば、県は、市道の整備をしなくても、この350mだけで渋滞が緩和できるかという点。それともうひとつ、八幡通りから栗林トンネルまで山側を拡幅していく都市計画。トンネルを1本掘ったりするということはあると思いますが、これも事業化の計画があるのかどうかお聞きしたい。

(事務局)

現時点では、栗林トンネルを含む市道木太鬼無線から亀岡町までの整備は考えていません。

今回、都市計画の変更を行う区間の整備状況を踏まえて、今後の交通量の推移、交通状況の転換を注視してまいります。

(三野委員)

住民のみなさんが知っているように、栗林トンネルから南側は用地買収がすでに済んでいます。片側2車線にする事業を実施することができるようになっています。

しかし、北側は未計画のままで、なかなか難しい問題もあるとは思いますが、ちぐはぐな計画です。

地元住民の方にとっては、今回の350mだけを整備して、地元が犠牲になって解決するのかが違和感としてあるわけです。南側の県の計画も北側の市の計画もないのに、何でこの350mだけ拡幅しなければいけないのかということになります。

私は、片側2車線にする方が、渋滞は起こらないと思います。

それを単に交差点手前に右折レーンを何メートルか設置しただけで、渋滞が解消するのか。どう考えているのかお聞かせください。

(事務局)

亀阜小学校北西交差点に右折車が滞留することによって、後ろがつかえてしまい交通の阻害となっています。ここに右折車線を設けることによって、交差点の渋滞、混雑を緩和していこうという計画です。

(三野委員)

私は、渋滞していることは事実で、渋滞を避けるための抜け道が問題になっており、危ないとは思っています。

ただ、住民の方からこれだけ意見書が出ていますし、北側の市道・南側のトンネルまでの将来の計画が全くないのに、この350mは片側一車線だけであります。

子供たちが通ると言いますが、南側はあまりマンションが建っておらず、古い空き家が多くあります。

東側からの通行量が多いわけで、決して子供の通行量が多いというわけではありません。

そういった中、地元住民の方にとって、全体的なバランスに違和感があるというのが事実ではないかと私は思っています。

違和感は払拭できておりませんが、かと言って、今の混雑のままでいいとも思っておりません。地元であり、私は計画に賛成でも反対でもないという立場であるので、賛否については、差し控えさせていただくことを委員長にお願いして、意見を終わらせていただきます。

(白木会長)

ただいま三野委員から、賛否の意見を差し控えさせていただきたいという申し出がありました。より公正な審議をするための申し出と存じますので、これを認めたいと思います。

どうでしょうか。

特にご意見がないようですので、そのようにしたいと思います。

住民の方からの意見にあるように、渋滞は朝方の一部の時間帯かもしれませんが、危険な状況にあることは間違いなく、長期的な展望として理解はできると思います。

時期を待つのか、あるいは今の状況を改善するために第1号議案で示されているような案で進めていくのかということになるかと思いますが、委員の皆様はいかかでしょうか。

(香川委員)

これは大変難しい問題だと思います。

私も渋滞しているのはよく分かっています。

県の主旨自体は非常によく分かりますが、事業の反対者や住民に対する説明はどのようにされたのでしょうか。

(事務局)

地元説明会については6回ほど行っています。平成29年頃から地元へご説明し、その

中で中央病院の移転や栗林トンネル南の木太鬼無線の開通があり、その後の交通量の推移を見てみないかというご意見がありましたので、その結果も踏まえて、本計画をご提案させていただきました。

住民の方等へは十分に丁寧にご説明し、事業を進めてまいりたい。

(香川委員)

賛成の意見はありましたか。

(事務局)

賛成の方はなかなかご発言をされません。

(香川委員)

PTA・学校・父兄からのご要望はありましたか。

(事務局)

ないと思います。

(香川委員)

いろいろ大変難しいのだと思いますが、事業を進めるのであれば、十分に地元の方のご理解を得て進めるようにお願いしたい。

(白木会長)

意見書にあるとおり、反対されている方もおりますので、その方々へも十分説明し、納得されるような形で事業を進めていただければと思います。

その他質疑はなく、議案第1号について、それぞれ全員一致により、原案のとおり可決される。

8. 議案第2号

○議案第2号 建築基準法第22条第1項の区域指定について

事務局が諮問の理由、建築基準法第22条第1項の内容、スケジュール等について説

明した後、質疑応答に入るが、特に質疑はなく、全員一致により、原案のとおり区域指定することに異存なしと決する。

— 審 議 終 了 —

以上のとおり相違ありません。

議事録署名人
